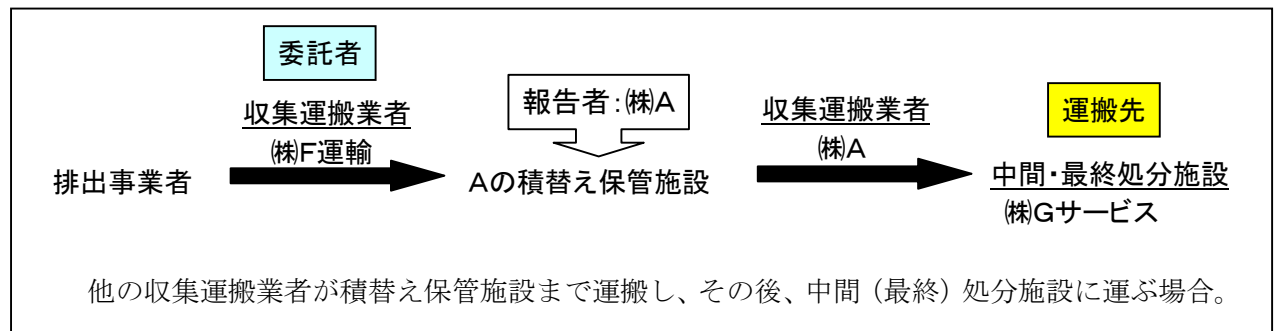
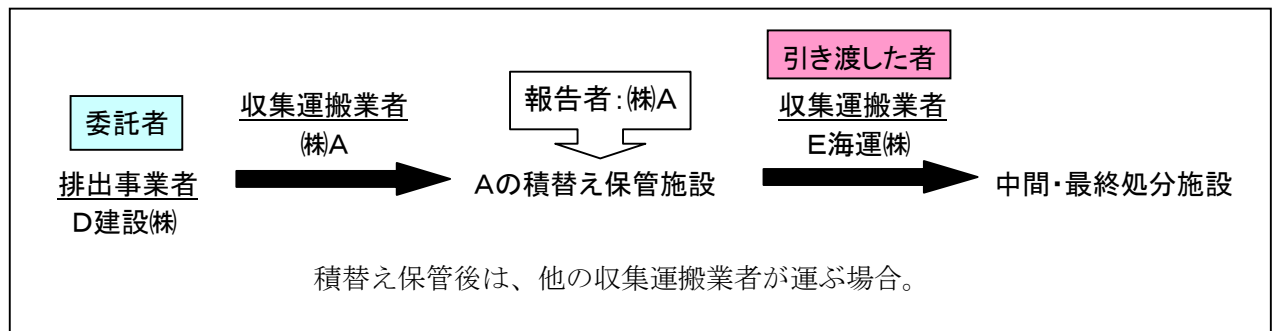
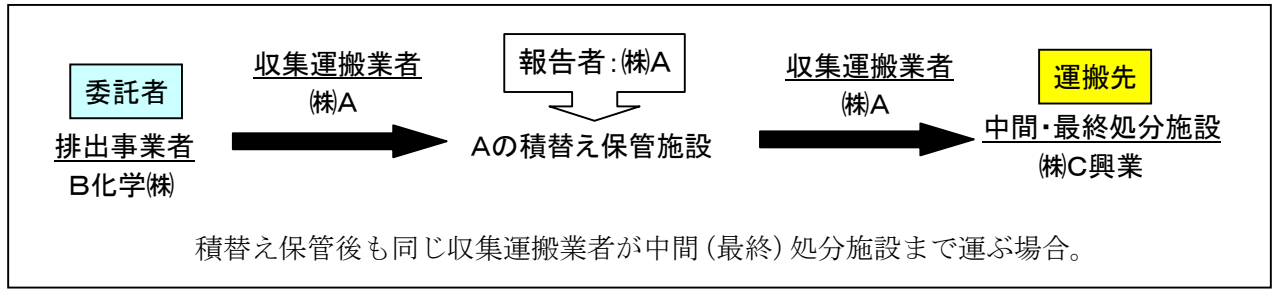


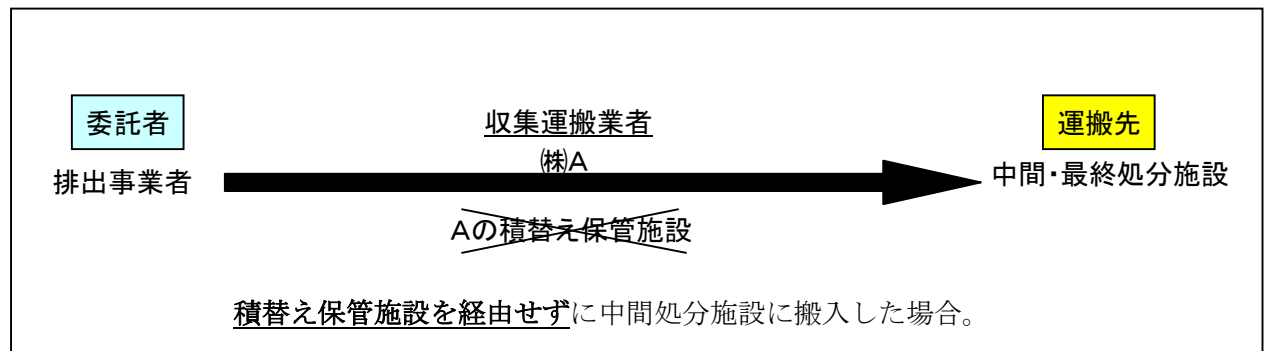
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業実績報告書「様式第28号の5（その1）」の記入上の注意事項

- 1 この報告は、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第24条第4項の規定により、前年度の1年間に受託した産業廃棄物の収集運搬において積替え保管の許可を有している廃棄物の種類の中で積替え保管施設を経由したもののみ報告対象になります。
- 2 自らの廃棄物を運搬したものについては、報告の対象外です。
- 3 石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト廃棄物）の運搬実績がある場合は、産業廃棄物の種類の欄において、当該廃棄物の種類の下にカッコ書きで「(含石綿)」と記載してください。
- 4 「委託者」及び「運搬先」の住所欄は、当該事業者の本社所在地ではなく、実際に廃棄物の積卸し（引き取り、引渡し）を行った場所を記入してください。
「引き渡した者」の住所欄は、当該事業者の本社所在地を記入してください。
- 5 「運搬先」、「引き渡した者」の欄は、次のとおり使用してください。
「運搬先」：廃棄物を中間処分場又は最終処分場に運搬した場合のみ、運搬先の処分業者名を記載。
「引き渡した者」：運搬した廃棄物を次の収集運搬業者に引き渡した場合（区間委託）、運搬を再委託した場合のみ引き渡した相手方を記載。
- 6 *1～*4のコード番号は必ず記入してください。また、受託量等の単位も該当する方に必ず○をつけてください。
- 7 *4の処理方法のコードについて、「1」は「3」以外の中間処分、「2」は埋立処分、「3」は処理後に再生利用（例1：がれき類 → 破碎後に再生砕石として売却、例2：金属くず → 切断・圧縮後に売却、等）を目的とした中間処分のことです。
- 8 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物は様式を分けて記入してください。様式は1部しか送付しておりませんので、複写して使用してください。なお、さいたま市ホームページ（<http://www.city.saitama.jp/index.html>）でも様式をダウンロードできますのでご利用ください。

報告が必要な場合



報告が不要な場合



* 1

別表 1

排出事業種分類一覧

	事業種	コード名
1	建設業（建築、土木、解体、不動産開発 他） ※下請け工事はA 1に該当	A 1
2	農林業（施設園芸、畜産、林業 他）	A 2
3	漁業（漁業一般、水産養殖 他）	A 3
4	製造業（食料品、衣料、パルプ、石油化学、 出版、鉄鋼、繊維工業、家具装飾品、化学工業、 プラスチック、非鉄、窯業、機械、電気 他）	A 4
5	電気、ガス、水道業	A 5
6	運輸、通信業（鉄道、道路輸送）	A 6
7	卸売、小売業（各種商品卸売、小売）	A 7
8	サービス業（金融、医療、各種サービス）	A 8
9	その他（上記のいずれにも該当しない業）	A 9

都道府県等固有番号

都道府県等名	固有番号	都道府県等名	固有番号	都道府県等名	固有番号
さいたま市	5 1	富山県	1 6	島根県	3 2
北海道	0 1	石川県	1 7	岡山県	3 3
青森県	0 2	福井県	1 8	広島県	3 4
岩手県	0 3	山梨県	1 9	山口県	3 5
宮城県	0 4	長野県	2 0	徳島県	3 6
秋田県	0 5	岐阜県	2 1	香川県	3 7
山形県	0 6	静岡県	2 2	愛媛県	3 8
福島県	0 7	愛知県	2 3	高知県	3 9
茨城県	0 8	三重県	2 4	福岡県	4 0
栃木県	0 9	滋賀県	2 5	佐賀県	4 1
群馬県	1 0	京都府	2 6	長崎県	4 2
埼玉県	1 1	大阪府	2 7	熊本県	4 3
千葉県	1 2	兵庫県	2 8	大分県	4 4
東京都	1 3	奈良県	2 9	宮崎県	4 5
神奈川県	1 4	和歌山県	3 0	鹿児島県	4 6
新潟県	1 5	鳥取県	3 1	沖縄県	4 7

注) 住所がさいたま市の場合は「5 1」を、
さいたま市以外の埼玉県内の市町村の場合は「1 1」を記入して下さい。

産業廃棄物の種類コード表

	種 類	コード	種 類	コード
産 業 廃 棄 物	燃え殻	0 1	動物系固形不要物	1 1
	汚泥	0 2	ゴムくず	1 2
	廃油	0 3	金属くず	1 3
	廃酸	0 4	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1 4
	廃アルカリ	0 5	銻さい	1 5
	廃プラスチック類	0 6	がれき類	1 6
	紙くず	0 7	動物のふん尿	1 7
	木くず	0 8	動物の死体	1 8
	繊維くず	0 9	ばいじん	1 9
	動植物性残さ	1 0	政令第 1 3 号廃棄物	2 0

	種 類	コード	説 明 等	
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	廃油（燃焼しやすいもの）	B 1	揮発油類，灯油類，軽油類	
	廃酸（腐食性）	B 2	pH2.0 以下	
	廃アルカリ（腐食性）	B 3	pH12.5 以上	
	感染性産業廃棄物	B 4	医療機関等から排出される血液，使用済み注射針等の感染性病原体を含む又はおそれのある産業廃棄物	
	特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃 PCB 等	C 1	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
		PCB 汚染物	C 2	廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，金属くず，陶磁器くずに付着等
		PCB 処理物	C 3	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもの
		廃水銀等	C 4	廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物であって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「環境省令」という。）で定めるもの）及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないもの）
		指定下水汚泥等	D 1	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，有機リン，ヒ素，六価クロム，シソ，PCB，トリクロエチレン，テトラクロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1・2-ジクロロエタン，1・1-ジクロロエチレン，シス-1・2-ジクロロエチレン，1・1・1-トリクロロエタン，1・1・2-トリクロロエタン，1・3-ジクロロプロペン，チラム，シマジン，オキサカルバ，ベンゼン，セレン，1・4-ジチオチン，ダ イオキシン類
		銻さい	D 2	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，六価クロム，ヒ素，セレン
		廃石綿等	D 3	石綿建材除去事業により除去された当該石綿
		ばいじん	D 4	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，六価クロム，ヒ素，セレン，1・4-ジチオチン，ダ イオキシン類
		燃え殻	D 5	カドミウム，鉛，六価クロム，ヒ素，セレン，ダ イオキシン類
		廃油（廃溶剤）	D 6	トリクロエチレン，テトラクロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1・2-ジクロロエタン，1・1-ジクロロエチレン，シス-1・2-ジクロロエチレン，1・1・1-トリクロロエタン，1・1・2-トリクロロエタン，1・3-ジクロロプロペン，ベンゼン，1・4-ジチオチン
	汚泥	D 7	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，有機リン，ヒ素，六価クロム，シソ，PCB，トリクロエチレン，テトラクロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1・2-ジクロロエタン，1・1-ジクロロエチレン，シス-1・2-ジクロロエチレン，1・1・1-トリクロロエタン，1・1・2-トリクロロエタン，1・3-ジクロロプロペン，チラム，シマジン，オキサカルバ，ベンゼン，セレン，1・4-ジチオチン，ダ イオキシン類	
廃酸	D 8	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，有機リン，ヒ素，六価クロム，シソ，PCB，トリクロエチレン，テトラクロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1・2-ジクロロエタン，1・1-ジクロロエチレン，シス-1・2-ジクロロエチレン，1・1・1-トリクロロエタン，1・1・2-トリクロロエタン，1・3-ジクロロプロペン，チラム，シマジン，オキサカルバ，ベンゼン，セレン，1・4-ジチオチン，ダ イオキシン類		
廃アルカリ	D 9	アルキル水銀，総水銀，カドミウム，鉛，有機リン，ヒ素，六価クロム，シソ，PCB，トリクロエチレン，テトラクロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1・2-ジクロロエタン，1・1-ジクロロエチレン，シス-1・2-ジクロロエチレン，1・1・1-トリクロロエタン，1・1・2-トリクロロエタン，1・3-ジクロロプロペン，チラム，シマジン，オキサカルバ，ベンゼン，セレン，1・4-ジチオチン，ダ イオキシン類		

処理方法コード表

処理方法		コード
当該廃棄物を中間処分した場合	中間処分	1
当該廃棄物を最終処分場に埋立て処分した場合	最終処分	2
再生利用を目的とし、当該廃棄物を中間処理した場合	再 生	3